

令和6年度第9回総会（月例）議事録

| | |
|---------------|--|
| 日 時 | 令和6年12月26日（木） 午後2時15分開会 |
| 場 所 | 市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 |
| 出席委員 （18名） | 上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 園山 一則 鳩宿 隆雄 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人 |
| 欠席委員 （1名） | 上四元 正昭 |
| 事務局 | 事務局長 種村 主 幹 竹之内 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、小山田、山下、山崎、小村、栗須 専門員 高山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邊、真方、福元 主 査 安樂、上崎 主 任 矢崎、米倉 |
| 農政総務課 | 主 幹 村田 主 査 神崎 |
| 議 題 | 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農地利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 相続税の納税猶予に関する件 8 地域計画に係る意見書に関する件 9 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 10 農地中間管理事業の事務委任に関する件 |
| 報告事項 | 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について |

| | |
|---|--|
| 議 | 長 開 会（午後 2 時 1 5 分） 定刻になりましたので、ただいまから、令和 6 年度第 9 回総会を開催いたします。 |
| 議 | 長 それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、上四元委員から出されています。 次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、中村委員、堀之内委員にお願いいたします。 今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。 次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題 1.「農地法第 3 条許可申請に関する件」、議題 4.「農地利用変更届出に関する件」、議題 6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。 それでは、議題の審議に入って参ります。 |

| 議 題 | |
|---|--|
| 議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 4 ページ 1 4 件 | |
| 議 長 | <p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>4 ページ、番号 1 3 号につきましては、1 9 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1 9 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>1 9 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(1 9 番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、1 0 番委員をお願いします。</p> |
| 1 0 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号 1 3 号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 の 2 5 ページにありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 1 3 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、1 9 番委員におかれましては、ご着席をお願いします</p> <p>(1 9 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、1 4 番委員をお願いします。</p> |

| | |
|-------|---|
| 14番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請理由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、14年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 次に、伊敷、18番委員お願いします。 |
| 18番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号4号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 次に、吉野、6番委員お願いします。 |
| 6番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号5号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号7号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 次に、松元、17番委員お願いします。 |
| 17番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号9号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、10年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 次に、郡山、10委員お願いします。 |

| | |
|--|--|
| 10番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号11号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝いなどしながら35年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。今回、農地を取得するにあたり3条許可の申請を行うものであります。</p> <p>番号14号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>5ページ 3件</p> | |
| 議長 | <p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p> |
| 14番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸駐車場105.00㎡、転回場等153.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西・南…本人畑、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を令和3年3月ごろから貸駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>次に、喜入、7番委員お願いします。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 7 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号2号、九電柱2本0.15㎡、引込柱2本0.02㎡、太陽光支柱105本0.42㎡、フェンス支柱99本3.40㎡、東…他人畑、農道、西…他人畑、南…他人畑、水路、北…農道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請者は、平成31年1月10日に許可を受けて農用地 区域内農地にある自己所有の農地に営農型太陽光発電設備を設置し、下部農地において椎茸栽培の営農を行っております。</p> <p>この支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可は、支柱等の部分のみ一時転用許可となり、今回2回目の更新となります。</p> <p>詳細につきましては、支局職員より説明いたします。</p> |
| 喜 入 支 局 | <p>ご説明いたします。 更新条件として</p> <p>①営農の適切な継続の確保。</p> <p>②下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと。</p> <p>③生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないこと。となっております。</p> <p>営農の継続及び農産物の品質については、現地調査において確認しております。また、下部の農地での単収については、平均的な単収は、鹿児島県森林技術総合センターによると、原木1本当たりの収穫量は300gとのことから、当該申請の収量は3年間で育成期間中の原木を除いた収穫可能な原木の本数は5,400本となり、3年間の総収量1,781.15kgに対し、平均収量は1,620kg、その8割は1,296kgとなるため、平均収量の8割以上の収量があることとなります。なお、生産された農作物の品質については、良好であるとの鹿児島森林組合の意見書も添付されており、生産直売所等に定期的に出荷していることも確認しております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、郡山、10番委員お願いします。</p> |
| 1 0 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号3号、住家1棟145.95㎡、庭敷地等539.82㎡、東・西…宅地、南・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は郡山支所から西へ約1.2kmに位置する、第3種農地の土地区画整理区域内農地に該当します。</p> <p>また、隣接する自己所有の宅地341.15㎡を住宅用の敷地として一体利用し、二世帯住宅を建築するものです。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|--|---|
| 議 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号2号は農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号2号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします</p> |
| 議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 6ページ～11ページ 13件 | |
| 議 長 | <p>次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p> |
| 14番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟87.77㎡、庭敷地等178.23㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…渡人田、他人田、南…水路、北…農道、渡人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、権利の種類：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、建売住宅2棟152.05㎡、庭敷地等346.95㎡、東・北…宅地、西…宅地、渡人田、南…里道、渡人田、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟63.51㎡、庭敷地等137.49㎡、東・北…宅地、西…渡人畑、南…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟105.16㎡、庭敷地等177.84㎡、東…宅地、西…里道、宅地、南…市道、宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 1 8 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号5号、資材置場551.00㎡、東…別件5条申請地、西・南…宅地、他人田、北…水路、他人田、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、通路20.00㎡、東…里道、西…別件5条申請地、南…宅地、北…他人田、境界…土留、雨水…自然流下、使用貸借権。</p> <p>この2件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、両方とも伊敷支所から北西へ約6.5kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、吉野、6番委員お願いします。 |
| 6 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号7号、運動場1,580.00㎡、駐車場452.65㎡、転回場等391.35㎡、東・北…宅地、西…渡人畑、南…他人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、住家1棟81.99㎡、庭敷地等417.01㎡、東…渡人畑、西・北…他人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、資材置場586.25㎡、法面358.46㎡、転回場等3,398.29㎡、東・南…市道、西・北…山林、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件につきまして、事務局より補足説明いたします。</p> |
| 吉 野 支 局 | <p>番号9号につきまして、補足してご説明申し上げます。(図面掲示)</p> <p>申請地は、吉野支所から北東へ約2.5kmに位置する「第2種農地のその他の農地」です。</p> <p>申請人は、本市松元地区上谷口町で林業・土木工事業を営んでおります。</p> <p>申請面積は、県農業会議への諮問が必要な3,000㎡を超える4,343.00㎡ですが、法面358.46㎡を除く有効利用面積に、木材1,000本、廃材106.25㎡の資材を配置する計画でございます。</p> <p>申請人は、同地区四元町に既存の同種施設を保有しておりますが、近年、鹿児島市北部地域での木材伐採搬出や土木解体工事業の需要が高まってきているため、資材の保管・管理及び搬入・運搬等に便利な場所に位置しているとの理由で、資材置場として賃貸借使用することから、転用は確実と思われるため、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | 次に、吉田、11番委員お願いします。 |

| | |
|-----------|--|
| 1 1 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟115.10㎡、庭敷地等159.90㎡、東・南…宅地、西…市道、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、喜入、7番委員お願いします。 |
| 7 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号11号、住家1棟120.47㎡、庭敷地等222.53㎡、東・南…宅地、西…他人畑、北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南西に約400mに位置する、都市計画用途地域内農地の「第3種農地」に該当します。</p> <p>なお、譲渡人は申請地を令和4年4月に農地利用変更を行なったが、高齢及び後継者の転勤により、耕作することが困難となった旨の理由書が添付されています。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、松元、17番委員お願いします。 |
| 1 7 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号12号、建売住宅1棟94.40㎡、庭敷地等266.60㎡、東…宅地、墓地 西…水路、南…私道、北…農道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、倉庫兼事務所1棟1,499.00㎡、駐車場2,212.60㎡、通路等6,527.43㎡、東…渡人畑、宅地、雑種地、私道、西…渡人畑、他人畑、宅地、南…県道、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足してご説明申し上げます。</p> |

| | |
|-------|--|
| 松元支局 | <p>番号13号につきまして、補足してご説明申し上げます。(図面掲示)</p> <p>申請地は松元支所から東北東へ約2.7kmに位置する、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり、「第3種農地」です。</p> <p>申請人は本市に本部を置く法人です。</p> <p>現在、商品配送の業務を行う配送センターについて、一部老朽化しており、また手狭のため、転用面積9,537㎡と隣接する雑種地を一体利用し、区域区分の定められていない都市計画区域内における3,000㎡以上の総面積9,969.03㎡に都市計画法第29条の開発許可を申請のうえ、新たに事務所兼倉庫を建設するものです。</p> <p>主な施設の内訳は事務所兼倉庫1棟1,499㎡、従業員、来客用及び配送車両駐車場6,257.43㎡、通路等6,257.43㎡となっております。</p> <p>以上のことから、事業実施の確実性は認められると思われることから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5号案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号5、6号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p> |
| 2番委員 | <p>番号13ですが、今までの施設がありますよね。そこを全部引き払って、こちらに移転をするということによろしいですか。</p> |
| 松元支局 | <p>本部は伊敷の方にあり、中山にも店舗があるのですが、そこを引き払うかどうかは確認しておりません。事業拡大ということは聞いております。</p> |
| 10番委員 | <p>私は、組合員ですが、中山の店舗と伊敷にある本部を全部引き払って、松元に移転するという事聞いております。</p> |
| 2番委員 | <p>わかりました。</p> |

| | |
|---|---|
| 議 長 | <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号5、6号及び転用面積が3,000㎡を超える番号9、13号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p> |
| <p>議題4. 非農地認定に関する件 12ページ～15ページ 11件</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>15ページ、番号11号につきましては、19番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、19番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>19番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(19番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、10番委員をお願いします。</p> |
| 10番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号11号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。以上です。</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「非農地認定に関する件」番号11号につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、19番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(19番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、14番委員をお願いします。</p> |
| 14番委員 | <p>ご報告します。 番号1号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号2号、調査結果：住家1棟、42年経過、現況宅地。 番号3号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、伊敷、4番委員をお願いします。</p> |
| 4番委員 | <p>ご報告します。 番号4号、調査結果：住家1棟、60年経過、現況宅地。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、吉野、6番委員をお願いします。</p> |
| 6番委員 | <p>ご報告します。 番号5号、調査結果：事務所1棟、33年経過、現況宅地。 番号6号、調査結果：車庫1棟、43年経過、現況宅地。 番号7号、調査結果：法面として43年経過、現況雑種地。 番号8号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号9号、調査結果：住家1棟、21年経過、現況宅地。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、吉田、11番委員をお願いします。</p> |

| | |
|---|--|
| 1 1 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」10件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p> |
| <p>議題5. 農地利用変更届出に関する件</p> <p>16ページ 1件</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題5.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、郡山、10番委員お願いします。</p> |
| 1 0 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地と高低差があるため、切土・盛土を行い、畑としての利便性を図る。工事開始日：令和7年1月10日、工事終了日：令和7年7月9日、周囲の状況：東…本人田、他人田、西…他人田、南…市道、北…他人田、農道、境界…土留、高さ…0.3m～1.0m、作物…ぶどう、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p> |

| 議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 17ページ～28ページ 21件 | |
|---|---|
| 議 長 | <p>次に、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>28ページ、番号19、20号につきましては、19番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、19番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>19番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(19番委員離席後)</p> <p>それでは、番号19、20号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>28ページをご覧ください。</p> <p>番号19号、地目：畑、面積1,376.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>番号20号、地目：畑、面積664.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>令和6年12月27日公告予定です。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」番号19、20号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、19番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(19番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの19件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|--|--|
| 事務局 | <p>資料の17ページをご覧ください。</p> <p>「議案第6号」、令和6年12月27日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>所有権移転1件、1筆、365.00㎡、賃貸借権12件、14筆、21,408.00㎡、使用貸借権8件、10筆、8,654.00㎡、合計21件、25筆、30,427.00㎡です。</p> <p>議案書の18ページから28ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> |
| <p>議題7. 相続税の納税猶予に関する件 29ページ 1件</p> | |
| 議長 | <p>次に、議題7.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、15番委員お願いします。</p> |
| 15番委員 | <p>29ページをご覧ください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものです。</p> <p>相続開始年月日は、平成27年4月17日です。</p> <p>申請人は被相続人の子で、今回が4回目の発行です。</p> <p>申請は令和6年11月21日に提出され、12月13日に、6番委員、私、事務局職員2名で現地調査を行いましたので、その結果をご説明いたします。</p> <p>申請農地は、全て畑でした。</p> <p>番号1は、ハウス2連棟に、三つ葉、レタスが水耕栽培で作付けされ、番号2、3は、続き地で、ハウス2連棟に、三つ葉、レタスが水耕栽培で作付けされておりました。</p> <p>従いまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておいりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|---|--|
| 議 長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> |
| <p>議題8. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料2 13件</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題8.「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p> |
| 農 政 総 務 課 | <p>議題8.「地域計画に係る意見書に関する件」について説明します。 今回は新規が12件、変更が1件でございます。 別冊資料3の2ページをご覧ください。 新規の12件になっております。 それぞれの農林事務所から説明をお願いします。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>谷山支局主任</p> | <p>それでは、3ページです。</p> <p>地域名 五ヶ別府町（笠木、三重野） 谷山地域の北部に位置しております。</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方</p> <p>(1) 地域計画の地域の状況 区域内の農用地等面積5.62haで、全て畑となっております。</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題 担い手が2名おり、施設野菜の栽培を行っているが、地域の多くの農地は狭小で、直売所向けや自家消費の野菜を生産している。また、引き受け可能面積よりも規模縮小意向の面積が大きいことから、遊休農地の増加が懸念される。畑かん施設も整備されているが、施設が古いことから修繕が必要となってくる。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率化かつ総合的な利用に関する方針 現在、ほとんどの耕作者が現状維持の意向を示しているが、高齢化により離農する可能性が高く、そのような農地を担い手に集積する。担い手に集積しきれなかった農地は、地域外の多様な経営体に農業生産を行ってもらおう。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 11.2% 将来の目標とする集積率 20.0%</p> <p>次に、4ページです。</p> <p>3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためのとるべき必要な措置</p> <p>(1) 農用地の集積、集団化の取組 今後は高齢化等により、離農者が増える事が予想されることから、農地を担い手へ集積させていく。</p> <p>(4) 多様な経営体の確保。育成の取組 地域内外から担い手になりうる多様な経営体を募り、育成していくため、関係機関と連携し、新たな担い手となるように育成に取り組んでいく。</p> <p>次に、6ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 21経営体ありまして、うち担い手が2経営体となっております。 以上です。</p> |
|---------------|--|

| | |
|--------|---|
| 伊敷支局主任 | <p>それでは、9ページです。</p> <p>地域名 犬迫町（荒磯、久木田下門）</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方</p> <p>（1）地域計画の地域の状況</p> <p>区域内の農用地等面積20.4haで、うち田が19.0haとなっております。</p> <p>（2）地域農業の現状及び課題</p> <p>自家用水稲の作付が主である。</p> <p>（3）地域における農業将来の在り方</p> <p>普通期水稲を中心とした営農を継続しつつ、耐暑性に優れた水稲品種への転換やタマネギなどの裏作作物も検討する。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標</p> <p>現状の集積率 0% 将来の目標とする集積率 20.0%</p> <p>次に、10ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）</p> <p>133経営体となっております。</p> <p>次に、15ページです。</p> <p>地域名 小山田町（中ノ甲、稲村）</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方</p> <p>（1）地域計画の地域の状況</p> <p>区域内の農用地等面積27.3haで、うち田が26.9haとなっております。</p> <p>（2）地域農業の現状及び課題</p> <p>水田でほぼ占められており、施設栽培も含めた園芸作物の転作も一部行われているが、水稲単作が主に行われている。</p> <p>（3）地域における農業将来の在り方</p> <p>稲作を主体とした水田農業を引き続き行う。耐暑性に優れた品種への転換も検討し、安定生産を図る。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標</p> <p>現状の集積率 1, 2% 将来の目標とする集積率 20.0%</p> <p>次に、16ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）</p> <p>277経営体ありまして、うち担い手が2経営体となっております。</p> <p>次に、25ページです。</p> <p>地域名 皆与志</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方</p> |
|--------|---|

| | |
|------|--|
| | <p>(1) 地域計画の地域の状況 区域内の農用地等面積 27.4ha で、うち田が 27.3ha となっております。</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題 主食用水稻の作付が主となっている。</p> <p>(3) 地域における農業将来の在り方 稲作を主体とした水田農業を引き続き行う。耐暑性に優れた品種への転換も検討し、安定生産を図る。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 0% 将来の目標とする集積率 20.0% 次に、26 ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 190 経営体となっております。 以上です。</p> |
| 桜島支局 | <p>それでは、33 ページです。</p> <p>地域名 桜島赤水 桜島地区の南部に位置し、桜島赤水町のみで構成されています。</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方</p> <p>(1) 地域計画の地域の状況 区域内の農用地等面積 2.1ha で、ほとんど畑となっております。</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題 被覆施設を利用した野菜等の栽培が行われており、降灰による被害が発生している。担い手がおらず、高齢化が進んでおり、遊休農地の増加が懸念される。</p> <p>(3) 地域における農業の将来の在り方 引き続き、生産牛の経営を行い、一部ぶどうへの品目転換を行い、消費者ニーズに合わせた栽培を行う。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率化かつ総合的な利用に関する方針 農業を担う者の農地利用の推進や地域外からの新規就農者等の受け入れにより、遊休農地の発生防止を進めることとしている。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 0% 将来の目標とする集積率 20.0% 次に、34 ページです。</p> <p>3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためのとるべき必要な措置</p> <p>(1) 農用地の集積、集団化の取組 高齢化により、離農者が増える事が予想されることから、地域内の耕作者に加え、地域外からも担い手を受け入れることで集積を図る。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 5経営体となっております。</p> <p>次に、37ページです。</p> <p>地域名 桜島小池 桜島地区の中央に位置し、桜島小池町、桜島横山町で構成されています。</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 （1）地域計画の地域の状況 区域内の農用地等面積2.3haで、ほとんど畑となっております。 （2）地域農業の現状及び課題 被覆施設を利用した葉ネギや柑橘類の栽培が行われており、降灰による被害が発生している。担い手がおらず、高齢化が進んでおり、遊休農地の増加が懸念される。 （3）地域における農業の将来の在り方 引き続き、被覆施設を利用して葉ネギや柑橘類の栽培を行う。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標 （1）農用地の効率化かつ総合的な利用に関する方針 農業を担う者の農地利用の推進や地域外からの新規就農者等の受け入れにより、遊休農地の発生防止を進めることとしている。 （2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 0% 将来の目標とする集積率 20.0% 次に、38ページです。</p> <p>3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためのとるべき必要な措置 （1）農用地の集積、集団化の取組 高齢化により、離農者が増える事が予想されることから、地域内の耕作者に加え、地域外からも担い手を受け入れることで集積を図る。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 9経営体となっております。 以上です。</p> |
| 喜入支局主任 | <p>それでは、41ページです。</p> <p>地域名 中名 喜入支所から下へ3kmの所に位置しております。 中名上、中名中、中名下の3つの集落から構成されております。</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 （1）地域計画の地域の状況 区域内の農用地等面積38.3haで、うち田が17.6haとなっております。 （2）地域農業の現状及び課題 田畑が混在しておりまして、地域で露地野菜や水稻の栽培が盛んな地域であるが、狭小・不整形な農地が多く、農家の規模拡大が難しい地域である。</p> |

(3) 地域における農業の将来の在り方
 今後は、新規就農者や担い手へ集積を行い、優良農地の遊休化を未然に防ぐ。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標
 現状の集積率 5.3% 将来の目標とする集積率 11.9%
 次に、42ページです。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためのとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
 農地の交換などにより、担い手農地の団地化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）
 159経営体ありまして、うち認定農業者が5経営体となっております。

次に、49ページです。

地域名 喜入
 喜入支所周辺の地域で、7集落から構成されております。

1 地域における農業の将来の在り方
 (1) 地域計画の地域の状況
 区域内の農用地等面積82.7haで、うち田が44.9haとなっております。

(2) 地域農業の現状及び課題
 水田では早期水稻、畑作地帯では、オクラ、スナップエンドウ、スイートコーン等が栽培されている。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
 耕作が困難になった農地は担い手への集積を進める。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標
 現状の集積率 1.0% 将来の目標とする集積率 4.7%
 次に、50ページです。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）
 306経営体ありまして、うち認定農業者が8経営体となっております。

次に、59ページです。

地域名 喜入前之浜
 喜入支所から南へ3kmの所に位置しております。
 川上、川中、鈴の3つの集落から構成されております。

1 地域における農業の将来の在り方
 (1) 地域計画の地域の状況
 区域内の農用地等面積78.2haで、うち田が28.3haとなっております。

| | |
|-------|--|
| | <p>(2) 地域農業の現状及び課題 水田では早期、通期の作付がされている。 広大な畑作地帯があり、カンショ、カボチャ、オウラなどの露地野菜に加え、施設による軟弱野菜が栽培されている。 多面的機能交付金の活用による、前之浜みのり保存会、また中山間地域直接支払制度を利用し、2集落が協定を締結しており、遊休農地や農道等の保全・管理をしている。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 規模拡大を検討している農家に農地の集積を進める。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 1.9% 将来の目標とする集積率 14.6% 次に、60ページです。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 120経営体ありまして、うち認定農業者が3経営体となっております。 以上です。</p> |
| 農政総務課 | <p>それでは、65ページです。 地域名 上谷口町谷頭原 松元地域の南部に位置し、4集落から構成されております。</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方</p> <p>(1) 地域計画の地域の状況 区域内の農用地等面積27.12haで、うち田が24.74haとなっております。</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題 当地区は、農地全体の約7割で茶が栽培されている。</p> <p>(3) 地域における農業の将来の在り方 中心経営体を中心に、茶や野菜を中心とした栽培を行い、スマートの農業の導入を進める。</p> <p>2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>(1) 農用地の効率化かつ総合的な利用に関する方針 中心経営体、新規就農者を中心に、農地利用の推進により遊休農地の発生を防止する。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 65.7% 将来の目標とする集積率 80.0% 次に、66ページです。</p> <p>3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためのとるべき必要な措置</p> <p>(1) 農用地の集積、集団化の取組 普通畑の耕作状況や地権者の意向を把握しながら中心経営体へ集約化を図る。</p> |

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）
71 経営体ありまして、うち認定農業者が4 経営体となっております。

次に、71 ページです。

地域名 上谷口町田原春

松元地域の中心部に位置しております。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の地域の状況

区域内の農用地等面積2.8ha で、水田地帯となっております。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、後継者のいない農地で、遊休農地の増加が懸念されることから、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方

当面は地域内の作業委託を行っている生産者や規模拡大の意向のある生産者への農地集約を図り、地域の活性化のため、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再配分を進めることができるように、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目標

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 3.0% 将来の目標とする集積率 20.0%

次に、72 ページです。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためのとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

営農可能な農地を集約し、その他の農地はまとめて貸付けられるよう地域内の情報共有を活発に行う。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

36 経営体ありまして、うち認定農業者が1 経営体となっております。

次に、77 ページです。

地域名 春山町棧敷原

松元地域の東部に位置し、2 集落から構成されております。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の地域の状況

区域内の農用地等面積11.4ha で、全て畑となっております。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地全体の約9割で茶が栽培されている。

(3) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体を中心に、茶を中心とした栽培を行い、スマートの農業の導入を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率化かつ総合的な利用に関する目

| | |
|-------|---|
| | <p>標</p> <p>(1) 農用地の効率化かつ総合的な利用に関する方針 中心経営体を中心に、農地利用の推進により遊休農地の発生を防止する。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 44.2% 将来の目標とする集積率 60.0% 次に、78ページです。</p> <p>3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためのとるべき必要な措置</p> <p>(1) 農用地の集積、集団化の取組 普通畑の耕作状況や地権者の意向を把握しながら中心経営体へ集約化を図る。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 51経営体ありまして、うち認定農業者が3経営体となっております。 以上です。</p> |
| 農政総務課 | <p>引き続き、84ページです。 変更についてです。春山町寺脇地域です。 旧計画では、名称を春山町としていましたが、同じ春山町にある棧敷原と区別するため、春山町寺脇に変更します。 85ページをご覧ください。 主な変更の内容は、春山町833-1外7筆の編入、春山町38-1外4筆の除外です。 これに伴い、全体面積が0.83ha増加します。 以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、事務局として何か意見がありますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>今回新たに策定する12件につきましては、制度の周知徹底を十分に図ることということで農業委員会の意見として述べさせていただききたいと思います。 変更につきましては、特に意見はございません。 以上です。</p> |

| | |
|--|--|
| 議 長 | <p>それでは、議題8「地域計画に係る意見書に関する件」13件につきましては、原案どおり決定いたします。</p> <p>なお、13件のうち今回新たに策定する12件については、「制度の周知徹底」を農業委員会の意見として提出したいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、そのようにすることといたします。</p> |
| 議題9. 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 別冊資料3 7件 | |
| 議 長 | <p>次に、議題9.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p> |
| 農政総務課 | <p>議題9.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について説明します。</p> <p>別冊資料3の1ページをご覧ください。</p> <p>農政総務課の方で策定した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画(案)を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>令和7年2月1日から貸付予定の農地になります。</p> <p>使用貸借権2件、11筆、7,394.00㎡、賃貸借権2件、11筆、9,691.00㎡となっております、合計4件、22筆、17,085.00㎡です。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから14ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、15ページをご覧ください。</p> <p>令和7年2月28日から貸付予定の農地になります。</p> <p>使用貸借権1件、1筆、379.00㎡、賃貸借権2件、4筆、3,813.00㎡となっております、合計3件、5筆、4,192.00㎡です。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、16ページから24ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|---|---|
| 議 長 | <p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」7件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> |
| <p>議題10. 農地中間管理事業の事務委任に関する件 別冊資料4</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題10.「農地中間管理事業の事務委任に関する件」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>議題10.「農地中間管理事業の事務委任に関する件」について説明します。別冊資料4の裏面をお願いします。</p> <p>令和7年3月末をもって、旧基盤法の「農用地利用集積計画」が廃止され、同年4月以降は、バンク法の「農用地利用集積等促進計画」に切り替わることから、現在、市農林水産部から事務委任されていた、「農用地利用集積計画」に関する業務の代わりに、「農用地利用集積等促進計画」に関する業務が、事務委任されるものです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「農地中間管理事業の事務委任に関する件」につきましては、原案どおり同意することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p> |

| 報 告 事 項 | |
|---|--|
| 1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 30ページ～31ページ 2件 | |
| 議 長 | 報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。 |
| 14番委員 | 報告します。30ページです。 照会日：令和6年12月12日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年12月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。 |
| 議 長 | 次に、伊敷、18番委員お願いします。 |
| 18番委員 | 報告します。31ページです。 照会日：令和6年11月18日、現況：農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況農地である。 処理状況：令和6年11月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。 |
| 2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 32ページ～35ページ 22件 | |
| 3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 36ページ～43ページ 20件 | |
| 4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 44ページ～45ページ 3件 | |
| 5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 46ページ～53ページ 13件 | |
| 議 長 | 次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。 |
| 事 務 局 | 32ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は22件です。 登記地目別では、田21筆、16,173.00㎡、畑40筆、28,180.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が22件。権利の種別は、所有権が22件。農業委員会によるあっせん等は、無が22件となっております。 33ページから35ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。 |

| | |
|--|---|
| 事 務 局 | <p>次に、36ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、上から順に一般住宅が4件、駐車場、その他が各1件、合計6件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が11件、共同住宅、駐車場、資材置場が各1件、合計14件となっております。</p> <p>37ページから38ページは、4条関係6件、39ページから43ページは、5条関係14件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>次に、44ページから45ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉田、喜入、松元地区で各1件、合意解約の通知が出ております。お目通しをお願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>次に、46ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権6件、10筆、12,017.00㎡、使用貸借権7件、16筆、10,214.00㎡、合計13件、26筆、22,231.00㎡です。</p> <p>47ページから53ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> |
| <p>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料5 100件</p> | |
| 議 長 | <p>次に、報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>報告事項6「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計100筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午後3時20分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p> |
| 事 務 局 | <p>・令和6年度第10回総会（月例）開催日時は、 1月28日（火）午前10開会 中央公民館 地下第1中会議室</p> <p>この後、午後3時30分から、第2回合同委員会を開催いたします。会場の準備を行いますので、しばらくお待ちください。</p> <p>合同委員会開催後は、会場をアクアガーデン・ホテル福丸に移しまして、午後5時30分から農談会を開催いたします。</p> <p>以上で、事務局からの連絡を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午後3時25分）</p> |